

新型コロナウイルス感染症等の影響への対応について

1 納税証明書の提出について

共通書類に該当するもの

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて以下の書類が税務署で発行されない場合は、下記の書類を提出してください。

【法人の場合】：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

【個人の場合】：「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）

ア 特例猶予によらない猶予を受けている場合

換価・納税の猶予申請書（事由として新型コロナウイルスの記載があり、収受印のあるもの）及び猶予許可通知書

イ 上記の税目のうち一方の税目のみ猶予許可を受けている場合

アで示した書類に加え、猶予許可を受けていない税目に係る「納税証明書（その3）」を提出してください。

上記の書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

上記の猶予制度等については、税務署にお問合せください。

自治体別書類に該当するもの

各自治体により取扱いが異なります。別冊1（チェックリスト）別冊2（添付書類一覧）で御確認ください。